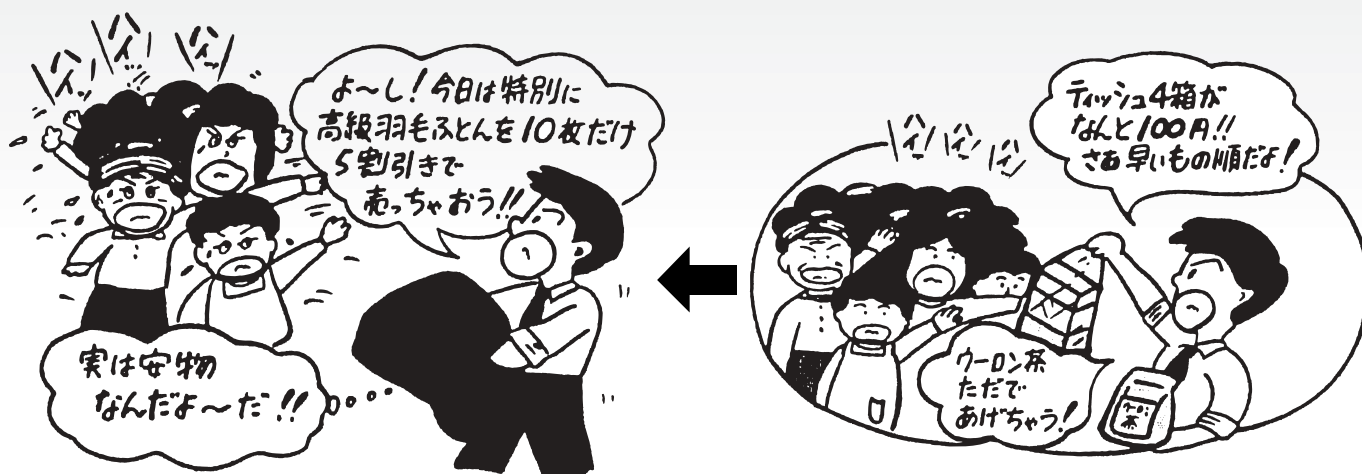


悪質商法



ねら あなたは狙われている



悪質商法によるトラブルや相談が高齢者を中心に増えています。最近特に被害が多いものを紹介します。

「ただ」ではすまない

SF商法(催眠商法)

「SF商法」は、地区の集会場などで、安売りや講習会を名目に人を集め、日用品や食料品などを無料または無料同然で配るなどして、締め切った会場で熱狂的な雰囲気盛り上げます。そして、消費者の間に「もらわねば損、買わねば損」というような一種の催眠状態をつくりだし、冷静な判断を失わせるようにします。そして、最終的には高額な商品(市価より高額)を消費者に買わせる商法です。

購入した場合は、クーリング・オフが適用されない場合があるのでご注意ください。

この商法の場合、会場へ行かないことが一番ですが、行ってしまったら、その場

行かないことが一番ですが、行ってしまったら、その場

の雰囲気にもまれないよう気を付け、直ぐその場から立ち去りましょう。

クーリング・オフとは

訪問販売・電話勧誘販売などで契約した場合、消費者側から無条件で契約を解除できる制度です。

販売方法により、クーリング・オフ(契約解除)できる期間が異なります。訪問販売では契約書面を受け取った日から、八日間です。早めの対処が必要です。

必要のない商品・契約と判断したら、クーリング・オフの手続きをしましょう。対象となる契約や商品・サービス期間などは、法律で定められています。クーリング・オフできない場合もあります。